

委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度さが MaaS 事業実行委員会広報業務委託

2 事業の目的

さが MaaS 事業実行委員会は、各交通事業者等の連携事業や案内設備の改善などを通じて、佐賀県内における地域交通の利用促進に取り組んでいる。

この業務は、スマートフォン向けアプリ「my route」上で発売するデジタルチケットの広報や、他の移動手段と組み合わせて使えるお得なタクシー割引チケット販売事業の運営及び広報を行うことで、県民にこれらの取組を周知し、効果を最大化させることを目的とする。

3 業務内容

(1) デジタルチケットの広報

ア 事業概要

下記のデジタルチケットを広報し、地域交通の利用促進を図ること。

イ 対象とするデジタルチケット

- A チケット（8月1日発売予定）
- B チケット（仮称・8月中旬発売予定）
- C チケット（仮称・10月発売予定）
- D チケット（仮称・12月発売予定）

ウ 具体的な業務内容

- デジタルチケット券面デザインの作成
券面デザインを作成し、ai 及び jpeg 形式で納品すること。
- ポスターの作成
B3 ポスターのデザインを作成後、印刷し、納品すること。
- WEB ページの作成
WEB ページ (LP) のデザインを制作し、既存 WEB ページ「my route で行く！トクトクさがたび！」(<https://www.tokutokusagatabi.com/>) に掲載すること。
- WEB 広告の配信
バナー等の WEB 広告素材を作成し、SNS 等で配信すること。

(2) タクシー割引チケット販売事業の運営及び広報

ア 事業概要

鉄道、路線バス及び空路を利用した日に利用できるタクシー割引チケットを発売し、駅など結節点から目的地までの移動におけるタクシー（地域交通）利用を促進する。主に通勤や通学などで、普段は、家族の送迎（自家用車）に頼り、タクシーに乗らない方々に対し、タクシーに乗るきっかけをつくり、タクシーを普段の移動の選択肢に加えてもらうことを目的とする。

イ タクシー割引チケットの仕様

- 販売主体：さが MaaS 事業実行委員会
- 商品構成：割引額を段階的に減ずる 2,500 円分の 5 枚つづりチケット
- 販売価格：1,000 円（割引チケット 2,500 円分のうち 1,500 円分は委員会負担）

販売枚数：2,000枚

販売期間：6月下旬から12月中旬まで

※具体的な販売期間は委員会と協議の上決定すること

ウ 具体的な業務内容

○割引チケットのデザイン及び印刷

デザインを作成し、ミシン目付き、片面1色印刷、上質紙で2,000セット印刷すること。

※具体的な仕様は、委員会と協議の上決定すること

○販売窓口運営及び管理

県内に販売窓口を10か所設定し、販売管理すること。

○広報

広報素材を制作し、駅構内やバスなどの交通機関、WEB等での情報発信をすること。

※具体的な仕様は、委員会と協議の上決定すること。

(3) 留意事項

- ・別紙「令和7年度事業計画について」を参考にすること。(説明会時に説明)
- ・広報業務の実施後における各種数値(デジタルチケットの販売枚数、タクシー割引チケットの販売枚数等)について調査を行い、本委託業務の成果として報告すること。
- ・取材や撮影等に際し、出演料・謝礼等の費用が発生する場合、受託者の負担とする。

4 契約期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

5 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員について

ア 実施・管理体制

本業務委託を適切に遂行できる実施及び管理体制を整えること。協力企業などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲及び指揮系統を明確にすること。

イ 組織・情報管理方法

委託業務の実施にあたる組織の管理方法、組織間・組織内の情報(特に個人情報や関係企業等の秘匿情報)の管理方法について、あらかじめ委員会に提示し、了解を得ること

(2) スケジュール管理について

本業務委託の実施スケジュール等に十分配慮し、委員会との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

6 その他の留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・委託業務の実施に当たっては、委員会と十分に協議するとともに、責任者を明確にして、業務に係る委員会からの照会に対しては、速やかに回答すること。
- ・業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、事前に委員会から承諾を得た場合については、この限りではない。
- ・委託業務での制作物に関する全ての著作権は、委員会に帰属するものとし、その利用及び

再編集は、委員会において自由に行うことができるものとする。

- ・受託者は、制作物の著作権者人格権を委員会及び第三者に対して行使しないものとする。
- ・委託業務による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。

7 本委託業務の委託上限額

4,800 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

8 本委託業務の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

9 本委託業務の委託料の支払

完了払